

# 滋賀短期大学公的研究費取扱規程

平成28年4月1日 制定

令和3年4月1日 改正

(趣旨)

**第1条** 滋賀短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いについては、法令等に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第2条** 公的研究費とは、本学が管理する研究資金をいう。

(責任及び権限)

**第3条** 本学の公的研究費を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者及び事務局責任者を置く。

(1) 研究機関全体を統括し、公的研究費の管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）には学長を充てる。最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って公的研究費の管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について研究機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）には事務局長を充てる。統括管理責任者は、最高管理責任者の指示のもと、研究者、事務局責任者及び事務担当者の意識向上を目的として、研究倫理教育を実施し、研究者、事務局責任者及び事務担当者に対して所定の誓約書の提出を求めるとし、その提出がない場合は、公的研究費の申請、運営、管理を認めない。

(3) 公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者（事務局責任者）には総務課長を充てる。

(公的研究費を受ける研究者の責務)

**第4条** 公的研究費を受ける研究者の責務は、次のとおり定める。

(1) 社会的責任を自覚し、研究の遂行に当たり、関係法令及び当該規程を遵守する。本学に所属する研究者（非常勤講師等を含む）、及び、研究活動に関わる全ての研究支援者（特任助手等）は、研究倫理教育、コンプライアンス教育に係る研修会等を受講しなければならない。また、本学研究者は、所定の誓約書を最高管理責任者あてに提出する。

(2) 公的研究費の公正かつ効率的な使用に努めなければならない。他の用途への使用及び研究条件に違反する使用をしてはならない。

(3) 公的研究費管理について文部科学省が行う実地検査や、不正防止計画推進部署及び担当部署が行う内部監査に、積極的に協力する。

(本学が行う事務)

**第5条** 本学は公的研究費について次の事務を行う。

(1) 研究者に代わり、公的研究費を管理する。

(2) 研究者に代わり、公的研究費に係る諸手続を行う。

- (3) 研究者が公的研究費により購入した設備、備品又は図書について、寄付を受け入れる。
- (4) 間接経費が交付される場合はこれを受け入れ、関係する事務を行うとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。
- (5) 間接経費の用途については、関係省庁による「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」等に基づき、次に掲げるものに充てる。
  - ・学術研究に関する経費
  - ・事務管理に関する経費
  - ・その他学長が必要と認める経費
- (6) 間接経費の執行については、予め執行用途及び計画を作成し、学内決裁により学長の承認を得たうえで執行する。
- (7) 間接経費の実績報告については、毎年6月末日までに前年度の間接経費の実績について学長及び関係省庁に報告する。
- (8) 公的研究費の管理については、学校法人純美禮学園経理規程及び旅費支給規程を準用するものとする。
- (9) 公的研究費に関して生じた利子については、本学が受け入れるものとする。
- (10) 公的研究費の管理及び諸手続事務は、総務課において行う。

(発注・検収・出張)

**第6条** 公的研究費の適正な管理を行うために、発注・検収・出張について次のとおり定める。

- (1) 発注については、本学所定の物品購入何様式により決裁を得て行う。
- (2) 検収については、総務課が納品書に基づいて行い、検収担当者は納品書の品名欄等の脇に押印する。
- (3) 不正取引に関与した業者は、以後、取引停止処分とする。
- (4) 出張する場合は、本学所定の出張何様式により決裁を得て行う。また、帰任届には出張内容及び出張方法の事実確認ができる書類等を添付する。

(内部監査)

**第7条** 毎年度無作為に抽出した研究について、内部監査（「通常監査」及び「特別監査」をいう。）を次のとおり実施しなければならない。

- (1) 経理書類については、総務課長及び総務課担当者が領収書、納品書、見積書等の関係書類の確認を行い、当該研究者に物品の設置及び使用状況を確認する。また、関係書類は公的研究費交付を受けた年度終了後から5年間にわたり保存するものとする。
- (2) 管理体制については、統括管理責任者が不正防止計画策定部署及び当該研究者から公的研究費管理状況を確認し、最高管理責任者へ報告するものとする。また、不正が発覚した場合は、最高管理責任者が適切に対処するものとする。

(不正防止計画の策定)

**第8条** 研究機関全体の視点から不正防止計画の策定を担当する部署として総務課を充てる。不正防止計画策定部署は、内部監査の実施状況及び公的研究費管理について改善すべき点がないかを検証し、毎事業年度に不正防止計画を策定する。また、最高管理責任者が率先して不正防止計画の進捗管理に努めるものと

する。

(不正防止計画の実施・報告)

**第9条** 総務課長は、不正防止計画の策定が完了したときは、最高管理責任者に報告するとともに、不正防止計画の実施の通知を行うものとする。

**2** 統括管理責任者は、不正防止計画に基づき、不正使用の防止に努めなければならない。

**3** 総務課長は、不正防止計画の検証を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

**4** 総務課長は、前項の検証の結果、不正を発生させる要因があると認められる場合は、担当者に対して改善を命ずることができる。

**5** 総務課長からの報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定や検証結果を基に、違法行為や不正が行われないように組織内部をまとめ、適正に運営・管理を行うものとする。

(公的研究費の相談窓口)

**第10条** 公的研究費の管理についての窓口は、次のとおり定める。

(1) 公的研究費の使用ルール及び事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受ける窓口として、総務課を充てる。

(2) 公的研究費の管理について、相談窓口である総務課は効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

**第11条** 本学の公的研究費に係る不正使用等（以下「不正使用等」という。）について、学内外からの通報の窓口を置く。

**2** 通報窓口は、最高管理責任者の指定する学外の公認会計士及び法人本部事務局長とする。

**3** 公認会計士及び法人本部事務局長は、不正使用等の通報を受理した場合は、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正調査委員会)

**第12条** 不正使用等の通報事案の内容等について調査するため、不正調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**2** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する教員 2人

(2) 事務局から選出された職員 1人

(3) その他委員会が必要と認めた者

いずれも、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

**3** 委員会に委員長を置き、学長が指名する教員をもって充てる。

**4** 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

**5** 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

**6** 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(調査)

**第13条** 最高管理責任者は、不正使用等の報告を受けた場合は、当該通報事案の調査を委員長に命ずるもの

とする。

**2** 委員長は、通報事案について、委員会を開催し、速やかに調査を行うものとする。

(調査の実施)

**第14条** 委員会は、次の各号の手順に従い、調査を実施するものとする。

- (1) 教職員等及び関係者からの事情聴取
- (2) 支出に係る決議書、証憑の収集、分析
- (3) 支出の相手方業者等からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
- (4) 本学及び資金配分主体の使用ルールとの整合性
- (5) その他必要となる事項の調査

**2** 実施にあたっては、通報者の保護を徹底するため、調査の方法等に十分配慮しなければならない。

(通報者等の保護)

**第15条** 最高管理責任者は、通報者に対し、通報したことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない。

**2** 最高管理責任者は、通報者及び調査協力を行った者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

(調査結果の報告及び通知)

**第16条** 委員長は、調査の結果を最高管理責任者に報告する。

**2** 最高管理責任者は、調査の結果、通報対象事実があると認められるときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(秘密保持)

**第17条** 委員会委員、通報の処理に関与した者及び関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(コンプライアンス委員会)

**第18条** 通報された事項が適切に処理されているかを検証するため、必要に応じて外部有識者等からなるコンプライアンス委員会を置くことができる。

(委員会の事務)

**第19条** 委員会の事務は、関係部署の協力を得て、総務課にて処理する。

(雑則)

**第20条** この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱い及び不正使用防止に必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 滋賀短期大学科学研究費補助金事務規程（平成19年10月4日制定）は、廃止する。

## 附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(間接経費用)

令和 年 月 日

滋賀短期大学 様

令和××年度科学研究費助成事業「間接経費の譲渡」について

私、〇〇〇〇は日本学術振興会より交付のあった「令和××年度配分 科学研究費助成事業  
(学術研究助成基金助成金) - ××研究 ( )」 千円のうち間接経費として 千  
円を滋賀短期大学に譲渡します。

なお、間接経費の執行について滋賀短期大学に一任します。

滋賀短期大学

〇〇〇〇学科

×× 〇〇〇〇 印

(科研費用)

令和 年 月 日

科学研究費助成事業(科研費)の使用にあたっての確認(誓約)書

滋賀短期大学 学長 様

(自 署)

私 は、令和 年度の科学研究費助成事業(科研費)により研究を遂行するにあたり、補助条件・交付条件、取扱要領及び執行ルール等の関連規程の内容を理解し、これを遵守いたします。

また、科研費が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、コンプライアンス及び研究者としての行動規範を遵守し、研究において不正行為を行わないことを約束いたします。

なお、それらに反した場合は、処分と法的責任を負うことを理解しています。

(公的一般/受託研究兼用)

令和 年 月 日

公的研究費の使用にあたっての確認(誓約)書

滋賀短期大学 学長 様

(自 署)

私 \_\_\_\_\_ は、令和 \_\_\_\_\_ 年度の公的資金による研究を遂行するにあたり、研究費使用ルール等を理解し、これを遵守いたします。

また、これらの経費の全部または一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、コンプライアンス及び研究者としての行動規範を遵守し、研究において不正行為を行わないことを約束いたします。

なお、それらに反した場合は、処分と法的責任を負うことを理解しています。

(職員用)

令和 年 月 日

公的研究費関連事務にあたっての確認(誓約)書

滋賀短期大学 学長 様

(自 署)

私 \_\_\_\_\_ は、令和 \_\_\_\_\_ 年度の公的資金による研究費関連の事務処理等を遂行するにあたり、常にコンプライアンスを意識するとともに、関係規程・ルール等を理解し、これを遵守いたします。

また、これらの経費の全部または一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正に対応いたします。

なお、不正行為を行わないことは勿論、関与しないことを約束し、それらに反した場合は、処分と法的責任を負うことを理解しています。